入札制度に係る説明会 質問書に対する回答

No	質問内容	回答
1	入札制度に係る説明会 資料 P6·P7 の最終行(注)書きについて質問いたします。 工事内容により、明記されている算定方法を使用せず、最低制限価格及び調査基準価格を設定する場合もある。 とありますが、どのような工事内容に該当するのでしょうか?また、該当しない旨を入札資料に明記なさいますか? 仮に明記した場合、算定方法の内訳も公表するのでしょうか?	工事内容が、急を要するものや鉄道等に関係する特殊な工事など、参考見積により予定価格を決める案件を想定しています。 なお、算定式を使用しない最低制限価格を設定した際は、入札 公告や入札資料への明記を検討いたします。
2	企業及び配置する技術者の同種工事について 説明書では過去5年度なっていますが、宮城県については近年の 受注工事減に伴い、今現在過去15年になっています。このまま の評価期間で実施するのでしょうか?	質問2の同種工事の対象期間について、県内自治体の評価方法を参考に対象期間を5年間としております。なお、県内自治体では、対象期間を10年間としているところもありますので、今後、評価項目を変更する際は対象期間の変更も検討いたします。 質問3,4について、まず、現場代理人については、主任技術者と兼務はできるものの、技術者であることを必要としていないため評価の対象とはせず、配置する技術者を評価対象としています。次に、優良工事の表彰や工事成績については、配置技術者の実績ではなく、企業としての実績を評価しています。
3	配置する技術者について 1級、2級施工管理技士、監理技術者、の資格について評価が必要なのでしょうか? それよりも優良工事の表彰を受けた工事の現場代理人や配置技術者であるかどうかで評価したほうが良いと思いますが?	
4	建設現場は企業の評価が一番ですが、担当する現場代理人や配置する技術者の能力が重要です。今の点数配分では技術者の配点が小さいと思いますが、もう少しウエイトを上げてもよいと思います。	